

都市計画法による開発許可の手引 技術基準編 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

該当頁	現 行	改 定 後
技-59 技-60 技-63 技-64 技-65	第2節 公園、緑地及び広場 1～4 (略) 5 公園の出入口(法第33条第1項第2号、省令第25条第1号) 利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。 (1) (略) (2) 出入口は、階段状としないこと。ただし、第3号及び第4号に規定する出入口を除き、造成計画 やむを得ず出入口を階段状とする場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 ア 踏面は30センチメートル以上とすること。 イ 蹴上は16センチメートル以下とすること。 ウ 蹴込みは2センチメートル以下とすること。 (3) 出入口の1箇所以上は、高齢者及び障害者等が利用できるよう、次に掲げる形態及び構造とす ること。 ア～ウ (略) エ 表面は、セメント・コンクリート、 <u>アスファルト・コンクリート又はインターロッキング舗装等</u> の滑りにくい舗装とすること。 (4) 出入口の1箇所以上は、車両の出入ができるよう、次に掲げる形態及び構造とすること。 ア (略) イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ、エ (略) オ 舗装の表層は、セメント・コンクリート、 <u>アスファルト・コンクリート又はインターロッキング舗 装等で構成し、舗装の路盤はクラッシュラン(C-40)とし、15センチメートル以上の厚さを確保 すること。</u> 6 (略) 7 公園の形状及び勾配(省令第25条第3号) 公園の形状及び勾配は、次のとおりとすること。 (1)、(2) (略) (3) 園路 ア～エ (略) オ 主要な園路の構造は、第5項第3号ウ及びエの基準に適合することとし、車両の通行を要する場 合は、第5項第4号ウからオまでの基準に適合すること。 カ (略) (4) (略)	第2節 公園、緑地及び広場 1～4 (略) 5 公園の出入口(法第33条第1項第2号、省令第25条第1号) 利用者の便宜を図るため公園の出入口は、次のとおりとすること。 (1) (略) (2) 出入口は、階段状としないこと。ただし、第3号及び第4号に規定する出入口を除き、造成計画 やむを得ず出入口を階段状とする場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 ア 踏面は30センチメートル以上とすること。 イ 蹴上は16センチメートル以下とすること。 ウ 蹴込みは2センチメートル以下とすること。 (3) 出入口の1箇所以上は、高齢者及び障害者等が利用できるよう、次に掲げる形態及び構造とす ること。 ア～ウ (略) エ 表面は、セメント・コンクリート、 <u>インターロッキング舗装等</u> の滑りにくい舗装とすること。 (4) 出入口の1箇所以上は、車両の出入ができるよう、次に掲げる形態及び構造とすること。 ア (略) イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 ウ、エ (略) オ 舗装の表層は、セメント・コンクリート、 <u>インターロッキング舗装等で構成し、舗装の路盤はク ラッシュラン(C-40)とし、15センチメートル以上の厚さを確保すること。</u> 6 (略) 7 公園の形状及び勾配(省令第25条第3号) 公園の形状及び勾配は、次のとおりとすること。 (1)、(2) (略) (3) 園路 ア～エ (略) オ 主要な園路の構造は、第5項第3号ウ及びエの基準に適合することとし、 <u>かつ</u> 、車両の通行を要 する場合は、第5項第4号ウからオまでの基準に適合すること。 カ (略) キ <u>園路に階段がある場合は、第5項第2号アからウの基準に適合すること。</u> (4) (略)

技-69

第3節 消防水利

1 消防水利の種別及び有効範囲（政令第25条第8号）

政令第25条第8号に規定する、消防に必要な消防水利及びその有効範囲は次のとおりとする。

消防水利の種別		有効範囲（当該水利を中心とした円）	
消火栓	・市町村の公営水道の配水管に設置された消火栓 ・私設水道等に設置された消火栓	商業・近隣商業地域	半径100メートル
		工業・工業専用地域	半径100メートル
		その他の用途地域	半径120メートル
		市街化調整区域	半径140メートル
消火栓以外の消防水利	・市町村が維持管理する防火水槽 ・水槽、プール、河川、池その他の消防の用に供する水利で、消防法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの	半径140メートル	

(注) 崖、河川、鉄道、高速道路等の障害によりホース延長が不可能な部分は、有効範囲に含まないものとする。

2～4 (略)

技-70

第3節 消防水利

1 消防水利の種別及び有効範囲（政令第25条第8号）

政令第25条第8号に規定する、消防に必要な消防水利及びその有効範囲は次のとおりとする。

消防水利の種別		有効範囲（当該水利を中心とした円）	
消火栓	・市町村の公営水道の配水管に設置された消火栓 ・私設水道等に設置された消火栓	商業・近隣商業地域	半径100メートル
		工業・工業専用地域	半径100メートル
		その他の用途地域	半径120メートル
		市街化調整区域	半径120メートル
消火栓以外の消防水利	・市町村が維持管理する防火水槽 ・水槽、プール、河川、池その他の消防の用に供する水利で、消防法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの	半径140メートル	

(注1) 崖、河川、鉄道、高速道路等の障害によりホース延長が不可能な部分は、有効範囲に含まないものとする。

(注2) 設置から50年以上が経過した防火水槽は、消防水利の種別及び有効範囲に含まないものとする。

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

1 第3節第1項の基準は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改定後の基準は、施行日以後に行った都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日以前に行った法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以前に法第32条第2項の協議申請又は同項の変更協議申請を行い、それらの協議が成立した法第29条第1項本文の許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、改定前の基準は、なおその効力を有する。

第14章 景観計画に定められた制限に関する基準

1 用語の定義等（解釈基準）

(1)～(10) (略)

(11) 高さ5メートル以上の既存の樹木がまとまって存する、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団を切土又は盛土をせず保存する場合、その樹木の集団のうち保存する樹木の樹冠で覆われる部分（建築物にかかる部分を除く。）の水平投影面積を、「適切な植栽が行われる土地」の面積とみなすことができる。

2 (略)

3 適切な植栽が行われる土地に関する技術的基準

(1)～(3) (略)

技-102

第14章 景観計画に定められた制限に関する基準

技-103

1 用語の定義等（解釈基準）

(1)～(10) (略)

2 (略)

3 適切な植栽が行われる土地に関する技術的基準

(1)～(3) (略)

	<p>(4) 適切な植栽が行われる土地には、<u>勾配がないこと。ただし、地形上又は排水計画上やむを得ず勾配が生じる場合は 30 度以下とすることができる。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>(4) 適切な植栽が行われる土地は、<u>できる限り平坦地とし、地形上又は排水計画上やむを得ず勾配が生じる場合は 30 度以下とすること。ただし、切土又は盛土をせずに既存の樹木を保存する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p>
--	---	---